松野町出産世帯応援事業について

町では、愛媛県との連携による人口減少対策の取り組みとして、子どもを持ちたい人が安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、育児用品等の購入に要する経費を補助します。

1 対象となる方

以下の要件にすべて当てはまる方

- (1) 令和6年度の出産世帯であること。
- (2) 対象児童、補助対象者ともに松野町に住民登録があること。
- (3) 申請日時点で対象児童と同居し、主たる生計維持者として養育していること。
- (4) 申請日時点で3か月以上継続して本町住民であること。
- (5) 町税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員等でないこと。
- (7) 生活保護法に基づく保護を受けていないこと。
- (8) 過去に同種の補助を受けていないこと。



2 補助限度額

子ども1人あたり 10万円

3 補助対象経費

令和6年4月1日もしくは母子手帳の交付日のいずれか遅い日から出産後1年以内 に購入し、支払いを完了した育児用品等の購入経費

【対象品】

区分	分類	品目
育児用品	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	おしりふき、ベビークリーム等
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
	その他	町長が適当と認めるもの
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機及び食器洗い乾燥機
	調理関連用品	オーブンレンジ(トースター)、炊飯器、自動調理器(電気
		圧力鍋、電動ポット等)及びフードプロセッサー

	その他	町長が適当と認めるもの
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫(冷凍庫を含む)、エアコン(新基準での評価
		点とする)、照明器具及び温水機器
	その他	町長が適当と認めるもの

※紙おむつは、愛顔の子育て応援事業および松野町乳幼児用紙おむつ券交付事業において助成しているため対象外です。

※省エネ家電は、統一省エネラベル2つ星以上の家電製品(資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に多段階評価点が掲載されている製品またはそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る。)を対象とします。

※消費税、送料、配送料及び配置工事費は対象となりますが、家電リサイクル料や処分費用、中古品、 付属品等の購入にかかる費用及び他の補助制度の対象となった物品は対象外です。

※クーポンもしくは割引券、又はポイント等を使用した場合は値引き後の金額となります。

4 申請に必要なもの

- (1) 松野町出産世帯応援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 補助金申請額内訳書(別紙1)
- (3) 町税等納付状況調査同意書(様式第2号)
- (4) 振込先口座が分かる通帳等の写し
- (5) 母子健康手帳
- (6) 住民票等(松野町に住民登録がない配偶者についてのみ)

5 申請期間

対象児童の出生から1年以内 ※申請は対象児童につき1回限り

6 その他

本事業の補助金は、一時所得として扱われるため、特別控除額(最高 50 万円)を超えた額については、所得税が課税されますので、確定申告をする必要があります。

7 お問い合わせ先

松野町町民課 児童福祉係 Ta:0895-42-1113(直通)

